

## 新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

R1.7

### 指定医療機関について

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「法」。）が成立し、平成27年1月1日から、難病医療費助成制度が実施されています。
- 法では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、所在地が奈良県の医療機関は奈良県知事への申請が必要となります。

### 指定医療機関の要件・責務

#### 【要件】（法第14条）

- 以下の医療機関等であること。
  - 保険医療機関
  - 保険薬局
  - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
  - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護を行う者に限る。）
  - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護を行う者に限る。）
- 法第14条第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

#### 【責務】（法第16条・第17条・第18条）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、難病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

### 指定医療機関の申請手続等

「指定医療機関指定申請書」を下記提出先に提出してください。（郵送可）

申請書様式は奈良県健康推進課のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.nara.jp/37481.htm>

**【提出先】**

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係

電話：0742-27-8660（直通）

**【留意事項】**

- 指定後、奈良県から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称・所在地等は、上記の奈良県健康推進課のホームページで公示します。
- 指定の有効期間は6年間です。